



特許書式 NP1

1977 年特許法（規則 66 及び 68-70）

Concept House  
Cardiff Road  
Newport  
South Wales  
NP10 8QQ

国際特許出願の国内処理（英国）

（本書裏面の注釈を参照してください）

1. 貴殿の照会：

2. 国際段階詳細

国際出願番号

国際提出日  
(日/月/年)

最先優先日  
(日/月/年)

3. 英国特許出願番号

（当庁記入）

4. 出願人のフルネーム、住所、郵便番号（姓には下線を引いてください）：

特許 ADP 番号（わかる場合）：

5. 代理人の氏名

通信書簡の送付先にあたる欧州経済地域又はチャネル諸島の  
「業務用住所」（郵便番号を含む）

特許 ADP 番号（わかる場合）：

6. 第 89A(3) 又は(5)のもと提出される翻訳の公開を要請しますか？

（該当する場合は「はい」と答え、注釈 h を参照してください）

7. a) 国内段階に早期（優先日から 31 ヶ月前）に入ることを望みますか？

（該当する場合は「はい」と教えてください）

b) その場合、要求はいつ提出されましたか？

## 特許書式 NP1

### 8. 本書とともに提出する書類を教えてください

- ( (a) ~ (j) のうち該当するものを記入してください )
- (a) 調査請求 (特許書式 9A、規則 22 (2) 27 (1) 及び 68 (3))
  - (b) 実体審査請求 (特許書式 10、規則 28 (1) 28 (2) 及び 68 (4))
  - (c) 発明者要件声明 (特許書式 7、規則 10 及び 68 (2))
  - (d) 遅延優先権主張請求 (特許書式 3、規則 6、7、及び 66 (3))
  - (e) 国際出願の翻訳 (第 89A (3) 節、規則 67 及び 70)
  - (f) 生物由来物質寄託に関する情報の翻訳 (規則 69 (1))
  - (g) 特許協力条約による出願のコピー (第 89A (3)(b)(i))
  - (h) 特許協力条約による補正のコピー (第 89A (b)(i))
  - (i) 特許協力条約による補正の翻訳 (第 89A (5) 規則 69 及び 70)
  - (j) その他書類  
(明記してください)

---

9. \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

---

10. 出願人と連絡をとるための氏名、e メールアドレス、  
電話、ファックス、携帯電話番号 (ある場合):

---

### 注

- a) 本書式の記入にあたって支援を要する場合や疑問がある場合は 08459 500505 にて当庁に連絡してください。
- b) 国際出願の国内段階開始を当庁に望む場合は本書式を使用できます。貴殿が国内処理の料金を支払い(下記注釈(h)参照) 上記パート 8 の (d) (e) 及び (f) に記入された必要書類を提出するまでは国内段階に着手できません。
- c) 国際出願が、又はこれに含まれる英国の指定が、取り下げられたものとみなされた場合、又は条約のもと拒絶された場合、第 89 (3) 又は (5) 節に従い国際出願が法令のもとで出願として扱われることを望む場合は、本書式を使用しないでください。この場合は、PCT 規則 51 に記載された通知の 2 ヶ月以内に当庁に書面で申請してください。貴殿が依拠する事実の声明と料金を添えてください(規則 71 参照)。同じ 2 ヶ月以内に国保管書類のコピーを当庁へ送付することを際事務局に依頼してください。
- d) 貴殿はチャネル諸島に業務用住所を置くこともできますが、貴殿のため働く代理人は欧州経済地域かマン島に在住するか欧州経済地域かマン島に事業所を置かなければなりません。
- e) 回答は黒インクを使用し大文字で記入するか、タイプしてください。
- f) 本書式のいずれかの部分でスペースが足りない場合は別紙に続け、本書式の該当部分に「継続用紙参照」と記入してください。継続用紙は本書式に添付し、見出しとして「NP1 継続用紙」と国際提出番号を記載してください。
- g) 本書式に記入したら必ず署名と日付を記入してください。
- h) 料金は国内段階に入るときに支払うことになっています。この料金の詳細、上記パート 6 ならびにパート 8 (a) 及び (b) のもとでなされる請求にかかわる料金、ならびに支払い方法については、当庁に問い合わせてください。